

知的財産アナリスト メンタリングサービス メンティ向け規約

本規約は、一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産教育協会（以下「当協会」といいます。）が提供する、メンタリングを目的とした知的財産アナリスト（以下「アナリスト」といいます。）とシニア知的財産アナリスト（以下「シニアアナリスト」といいます。）のマッチングサービス（以下「本サービス」といいます。）について、当協会とアナリスト間の権利義務関係を定めたものです。

第1条 定義

本規約において使用する用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「メンタリング」とは、メンターが、メンティのキャリアプランや自己成長といったテーマに対して、精神面のケアも含めた個人の成長をサポートすることをいいます。
- (2) 「メンター」とは、自己の経験等をもとに、メンティに対して助言等の支援を行うシニアアナリストをいいます。
- (3) 「メンティ」とは、「メンター」から助言等の支援を受けるアナリストをいいます。
- (4) 「利用者」とは、メンターおよびメンティのことをいいます。

第2条 本規約への同意

1. アナリストは、本規約に従って本サービスに申し込むものとし、本規約に同意しない限り、本サービスに参加できません。

第3条 メンティ資格

メンティに申し込むことができる者は、知的財産教育協会に認定されたアナリスト（AIPE認定知的財産アナリスト（特許／コンテンツ））に限られます。

第4条 本サービスの内容

本サービスは、メンティがメンタリングを受けるために当協会がメンターとメンティをマッチングさせるサービスです。なお、本サービスはメンティがメンター相手を見つけることを保証するものではありません。

第5条 メンタリングの内容

1. メンティは、以下の内容でメンターからメンタリングを受けることができます。
 - (1) メンタリング期間は、利用者のマッチング日から、6ヶ月間とします。
 - (2) メンティを担当するメンターは当協会が指名します。
 - (3) メンティは、当協会が定める回数に限り、メンタリングを受けることができます。
 - (4) メンタリング実施日程は、あらかじめ利用者が協議のうえ決定するものとします。
 - (5) メンティは、担当メンターの指名は行えないものとします。

- (6) 利用者はお互いに変更の申し出を当協会に対して行うことができます。当該申し出に対し、当協会が担当メンターを変更する必要があると認めた場合は担当メンターの変更を行います。
2. メンターは、メンタリングの内容を当協会に報告します。

第6条 利用料金の支払い

1. メンティは、メンターとのマッチング後に、当協会が別途定める利用料金を当協会が指定する支払方法により、当協会に支払うものとします。
2. 前項の支払いが行われない場合、当協会はメンターによるメンタリングを開始しないものとします。

第7条 秘密保持義務

1. メンティは、メンターから得た情報（以下「秘密情報」といいます。）を本サービスの目的のみに利用するとともに、メンターの書面による承諾なしに第三者に秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。
2. 前項の規定に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、秘密情報から除かれるものとします。
 - (1) 既に公知、公用の情報
 - (2) 秘密情報の開示後に、利用者の責によらず公知、公用となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で、既に知得していた情報
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに適法に入手した情報
 - (5) 開示者が、第三者に開示することを文書により承諾した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、メンティは、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

第8条 メンティの責任

メンティは、本サービスの利用に際して、以下の行為を行ってはならないものとします。メンティがこれらの禁止行為を行った、または行うおそれがあると当協会が判断した場合、当協会は、メンターによるメンタリングを終了します。

- (1) 本規約、法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
- (3) 当協会または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
- (4) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引または助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を投稿または送信する行為
- (5) 当協会または第三者になりすます行為、または意図的に虚偽の情報を流布させる行為
- (6) 正当な理由なく、当協会または利用者の名誉・信用等を毀損する行為
- (7) 当協会が定める方法以外の方法で、本サービスの利用権を、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為

- (8) 外部サービスへの勧誘、物品の宣伝・販売、政治活動・宗教活動等の勧誘行為、その他営利を目的とする行為（当協会の認めたものを除く）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない他者との出会いや交際を目的とする行為、他の利用者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為
- (9) 本サービスを通じて知った利用者と、本サービスを通じることなく直接メンタリングサービスの契約を締結し、報酬を支払う若しくは受領する行為
- (10) 本サービスを通じて知った他の利用者の情報を、当該利用者の承諾なく、本サービスの目的外に使用し、口頭、書面、メール等の電子的媒体、インターネット上への書込み、写真のアップロード等の形式を問わず、第三者に開示または漏洩する行為
- (11) 当協会の承諾なく、本サービスの内容、システム等、本サービスに関連する情報を本サービスの目的外に使用し、口頭、書面、メール等の電子的媒体、インターネット上への書込み、写真のアップロード等の形式を問わず、第三者に開示または漏洩する行為
- (12) 他の利用者への暴力、脅迫、恫喝その他身体等を傷つける言動
- (13) 上記(1)から(12)のいずれかに該当する行為を援助または助長する行為
- (14) 上記(1)から(13)のいずれかに準ずる悪質な行為

第9条 非保証および免責

当社は、本サービスがメンティの特定の目的に適合すること、メンティが期待する効果を発揮すること、本サービスの利用によりメンティの事業に不具合が生じないことについて、何ら保証しません。また、メンティがメンターに対して伝える情報の取り扱いについては、メンティの責任において処理および解決するものとし、当協会がかかる事項について一切責任を負いません。また、本サービスに起因して生じるいかなる損害についても、当財団は一切責任を負いません。

第10条 個人情報の取り扱い

当協会は、アナリストの個人情報その他のプライバシーに関する情報を、一般財団法人知的財産研究教育財団が下記に定める個人情報保護方針に従って、適切に取り扱います。

<http://fdn-ip.or.jp/privacypolicy/>

第11条（反社会的勢力の排除）

アナリストおよび当協会は、相手方に対し、自己または自己の役員もしくは自己の従業員が、現時点において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (6) シニアアナリストおよび当協会は、前項の表明・確約に反して、相手方または相手方の役員もしくは相手方の従業員が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を即時解除することができます。

第12条（準拠法・管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（規約の変更）

当協会は、自己の判断において、いつでも本規約の内容を変更できます。変更後の本規約は、当協会のウェブサイト上に掲載された時点で効力を発し、以後当該変更された本規約がアナリストに適用されます。

一般財団法人知的財産研究教育財団
知的財産教育協会

附則

2024年5月13日 制定・施行